

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和元年9月20日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市伏見区深草大亀谷金森出雲町地区建築協定

2 申請者の氏名

三木 英明

3 建築協定区域

京都市伏見区深草中ノ島町46番，46番2，46番8，46番9，47番及び47番7，同区深草大亀谷内膳町10番10，10番11，13番2，13番3，13番7，13番10，13番11，13番13から13番15まで及び16番1，同区深草大亀谷金森出雲町1番6，1番7，1番9，1番10，1番19，1番21，1番27，1番30から1番32まで，1番38，1番41，1番43，1番47，1番48，1番52，1番53，1番56から1番59まで，1番62から1番64まで，1番72，1番82，1番87から1番90まで，1番93，1番94，1番97，1番99，1番101，1番104，1番108，1番112，7番2，8番4，10番1から10番4まで，12番・13番合併，14番，14番4から14番7まで，15番及び15番4から15番9まで並びに同区桃山町正宗24番1，24番3，24番6，24番7及び25番1

4 建築協定区域隣接地

京都市伏見区深草中ノ島町21番，21番2，46番1，46番12及び46番13，同区深草大亀谷内膳町8番3，8番5，10番，10番9，13番，13番1，13番4から13番6まで及び13番8，同区深草大亀谷金森出雲町1番1から1番5まで，1番11から1番17まで，1番20，1番22から1番26まで，1番28，1番29，1番33から1番37まで，1番39，1番40，1番42，1番44から1番46まで，1番49から1番51まで，1番54，1番55，1番61，1番65から1

番70まで, 1番74から1番81まで, 1番85, 1番86, 1番91, 1番92, 1番95, 1番96, 1番98, 1番100, 1番102, 1番103, 1番105から1番107まで, 1番109, 1番111, 6番, 7番1, 8番, 8番1から8番3まで, 8番5から8番7まで, 14番1及び15番1から15番3まで並びに同区桃山町正宗24番2

5 建築協定の事項

建築物の用途

6 建築協定の期間

5年間（有効期間の満了6箇月前までに, 土地の所有者等から委員会に対して, 書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合は, 有効期間を更に5年間延長することができるものとする。）

7 認可年月日及び番号

令和元年9月20日付け第13-004号

8 縦覧期間

令和元年9月20日から建築協定書第11条に規定する有効期間満了日又は, 法第76条第2項の規定に基づき建築協定の廃止認可を公告した日までの, 京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし, 正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)